

全福連発第 57 号
平成 27 年 12 月 4 日

厚生労働省 年金局
事業管理課長 高橋 和久様

公益社団法人全国精神保健福祉会
理事長 本條 義和

精神障害に係る障害年金認定についての要望書

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

最近、家族会に相談に見える精神障害がある方々やその家族から、年金が減らされて生活できなくなり困っているとの訴えがしばしば聞かれます。

本年 2 月に、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」が開催され、「等級判定のガイドライン」案が定められ、「障害等級の目安」と「総合評価の際に考慮すべき要素」が出されましたが、この「等級判定のガイドライン」案に私たちは大きな危惧を抱いています。

精神医療の専門家団体である「精神科七者懇談会」から入手した資料（別紙「H24 年度障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査（精神・知的のサンプル調査）結果に「障害等級の目安」を当てはめた表」）に記されているように、同懇談会では、障害等級が「等級判定の目安」に忠実に判定された場合、現在、障害基礎年金 2 級を受けている者が前回の 2 級判定時とほぼ同様の（「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」が同じ）障害年金診断書を提出した時、およそ 2 万 3 千人の障害基礎年金受給者が 3 級あるいは非該当と判定され障害基礎年金を受給できなくなると指摘しています。さらに、およそ 14 万 2 千人の障害基礎年金 2 級受給者が 3 級と判定され障害基礎年金を受給できなくなる可能性が生じると言っています。同様に、障害基礎年金 1 級受給者も別紙の通り、2 級への降級、あるいは障害基礎年金を受給できなくなる可能性も出てくると懸念しています。

収入や財産の乏しい精神障害者にとって大きな収入源となっている障害年金が、前回申請時とほとんど状態が変わらないにもかかわらず、受給できなくなる人が大勢出るということを、当会としては到底認めることはできません。

生活するうえでなくてはならない障害年金が減額されたり支給停止されたりすると、福祉事業所の工賃や就労による収入と合わせても自立した生活ができなくなり、支えている家族の負担は限界を超えてしまいます。

生活保護に移行することは、本人と家族の自尊心と意欲を大きく損ない、本人の人生を困難なものにし、社会の生産性を下げることにも繋がります。生活上の困難は、精神障害の症状を悪化させます。自殺を思いつめたりしないかと、家族は不安でなりません。

精神障害者の就労は、定着が難しいという状況があっても、本人の人間としての誇りや社会とのつながりの中での人間としての生きがい、成長、自立にとって欠かすことができないものです。それなのに「総合評価の際に考慮すべき要素の例」では「就労が1年を超えてさらに一定期間継続している場合は、それを考慮する」ということが記載されています。このことも見逃すことはできません。

障害年金を真に必要とする全ての精神障害者が障害年金を受給できるようにすべきであるとの考えから、以下のことを要望します。

記

1、障害年金等級判定に関わる認定医が、本ガイドラインの「障害等級の目安」と「総合評価の際に考慮すべき要素の例」に強く縛られず、柔軟な判定がなされ、障害年金を必要とする全ての精神障害者が障害年金を受給できる環境を繰り返し整備すること。

2、特に障害年金の更新時、これまで障害年金を受給していた精神障害者が、障害年金診断書においてほぼ同じ状態・評価（前回の診断書と「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」の平均が同じ）、あるいは状態が悪化したにもかかわらず、障害年金を受給できなくなったり、降級されることがないようにすること。

3、「総合評価の際に考慮すべき要素の例」にある「就労が1年を超えてさらに一定期間継続している場合は、それを考慮する」を削除し、「精神障害者の就労は何年にもわたり不安定であるので、長期的な視点で経過をみる必要がある」旨の内容に変更すること。

4、障害年金診断書の「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」の平均が、その更新時、前回の障害年金診断書と変わっていない、あるいは重くなっているにもかかわらず、降級となったり、障害年金を受給できなくなった者がいれば、その件数とその理由を年度ごとに公表すること。

以上